

九運福本第299号の3
令和6年5月13日

(公社) 福岡県トラック協会会長 殿

九州運輸局 福岡運輸支局長



自動車検査証の有効期間の伸長について

国土交通省では、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有している自動車について、別紙（写し）のとおり自動車検査証の有効期間を伸長する旨を公示したので通知します。

なお、当該公示の適用を受けた自動車を運行の用に供する場合は、その期間における自動車損害賠償責任保険の契約が令和6年7月31日までに必要ですので、念のため申し添えます。

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月1日から同年7月30日までのものは、令和6年7月31日をもって満了するものとする。

令和6年5月13日

九州運輸局福岡運輸支局長

